

指定外来動植物に2種が追加されました

問 企画調整課 広報観光係
☎476-1111(226)

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例に基づく

「指定外来動植物」に2種が追加されました！！

貴重な動植物が多く存在するかごしまの豊かな自然環境について、近年、外来動植物による生態系への影響が危惧されています。今回、県条例に基づく「指定外来動植物」として、新たに2種が追加されました。令和4年2月1日から施行されますので、3つの規制内容を遵守し、適切な飼養等に努めましょう！

ツヤオオズアリ



< 特 徴 >

- 分類群 : 節足動物 (アリ科)
- 原産地 : アフリカ
- 影 響 : 捕食, 競合, 駆逐による生態系被害
- その他 : 世界の侵略的外来種ワースト100
- 規制地域 : 県内の区域のうち,
奄美市及び大島郡を除く地域

引用 : 日本産アリ類画像データベース2008

オオカナダモ



< 特 徴 >

- 分類群 : 維管束植物 (トケガミ科)
- 原産地 : 南米
- 影 響 : 競合, 駆逐による生態系被害
通水障害
- その他 : 実験やアクアリウム等で使用
- 規制地域 : 県内全域



※ 指定外来動植物は、上記2種を含め、現在22種が指定されています。

規制の内容

その1. 放出等の禁止

指定外来動植物は、規制地域内において、施設外で放出等(放出・植栽・は種)をしてはなりません。

その2. 指定外来動植物の取扱い

指定外来動植物の飼養等(飼養・栽培・保管・運搬)をする場合は、逸走・逸出しないよう適切な施設(適合飼養等施設)に収容しなければなりません。

その3. 販売に当たっての説明

指定外来動植物の販売をする場合は、購入者に対し、指定外来動植物であること及び飼養等に関する義務などの説明を行わなければなりません。

※「指定外来動植物」の取扱い等に関するお問い合わせは、県庁自然保護課までお電話
いただくか、[県のホームページ](#)をご覧ください。

条例の規定に違反する行為が確認された場合、行為
の中止や必要な是正措置などの勧告、公表の対象と
なる場合があります。



鹿児島県環境林務部自然保護課
☎099-286-2616

